

**第2期稲美町
子ども・子育て支援事業計画
【中間見直し】**

**令和5年3月
兵庫県 稲美町**

目次

第1章 計画の概要	3
1 見直しの経緯.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	4
4 計画の体系.....	5
第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	9
1 見直しのポイント.....	9
2 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策.....	9
（1）幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）.....	10
（2）保育所及び認定こども園（保育所部分）.....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況.....	12
（1）延長保育事業.....	12
（2）放課後児童クラブ（小学1年生～6年生）.....	13
（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	14
（4）一時預かり事業.....	15
（5）病児・病後児保育事業.....	17
（6）ファミリー・サポート・センター事業.....	18
（7）利用者支援事業.....	19
（8）地域子育て支援拠点事業.....	20
（9）妊婦健康診査費助成事業.....	21
（10）こんにちは赤ちゃん事業.....	22
（11）養育支援訪問事業.....	22
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	23
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	23
第3章 計画の推進等	27
1 育児の社会化に向けた気運の醸成.....	27
2 関係機関等との連携・協働.....	27
3 計画の進捗管理.....	28

資 料 編	31
1 稲美町における子どもをとりまく現状.....	31
(1) 人口等の動向	31
(2) 合計特殊出生率の推移.....	32
(3) 年代別未婚割合の推移.....	33
(4) 出生数と死亡数の推移.....	34
(5) 転入数と転出数の推移.....	34
(6) 世帯数の推移	35
(7) 就業率の推移	36
(8) 子どもの人口の推移.....	37
2 子ども・子育て会議	38
(1) 稲美町子ども・子育て会議の設置	38
(2) 稲美町子ども・子育て会議条例	38
(3) 稲美町子ども・子育て会議委員名簿	40



第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 見直しの経緯

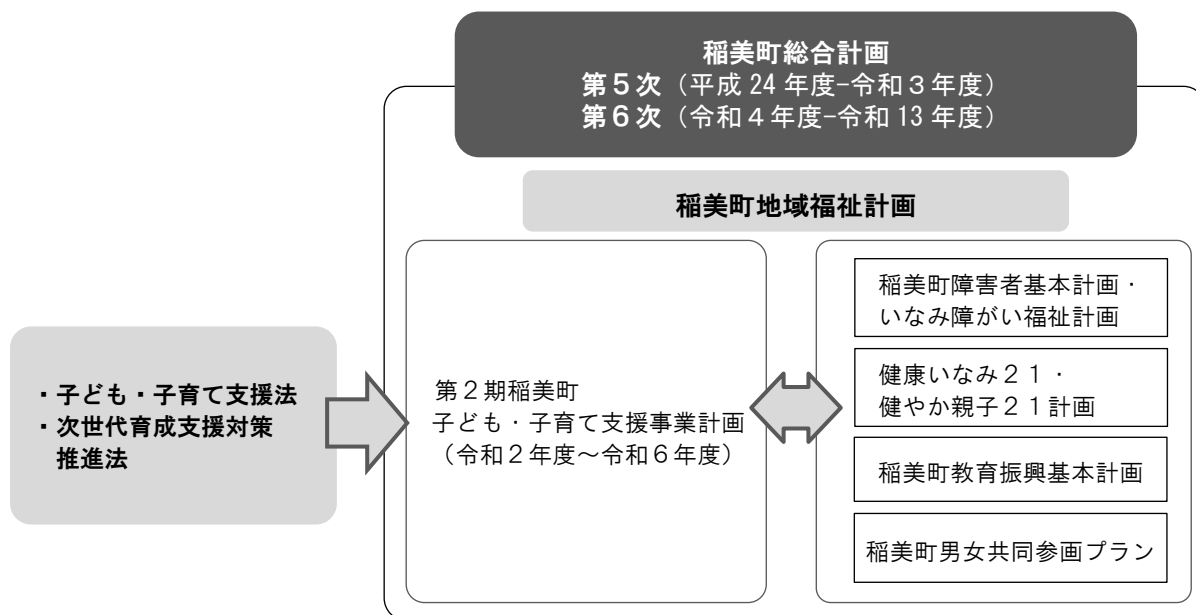
「第2期稲美町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、稲美町子ども・子育て会議の審議を経て、令和2年3月に策定されました。本計画策定後は、家庭や地域、関係者・関係団体と連携を図りながら、子育て支援に関するさまざまな施策を推進するとともに、毎年度、本計画の進捗状況の把握を行ってきました。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間と定めており、中間年となる令和4年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととなっています。計画の見直しにあたり、令和2年度及び令和3年度の実績集計を行った結果、本計画に記載した量の見込み及び確保方策とこれらの実績値との間にかい離が見られる事業があることが明らかとなり、令和4年度においてそれらの事業に関する確保方策等の見直しを行うこととなりました。本計画における基本方針は維持しつつ、現状の変化に適切に対処するため、本計画の「第5章教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」について、保育所等における定員の増加などを考慮し、各事業の量の見込み及び確保方策の見直しを行うほか、確保の内容の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、上位計画である「稲美町総合計画」のもと、関連する「稲美町地域福祉計画」「稲美町障害者基本計画・いなみ障がい福祉計画」「健康いなみ21・健やか親子21計画」「稲美町教育振興基本計画」「稲美町男女共同参画プラン」との整合性を図ります。

■ 他計画との連携



3 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間としており、中間年となる令和4年度に計画の見直しを実施しました。

■ 計画期間

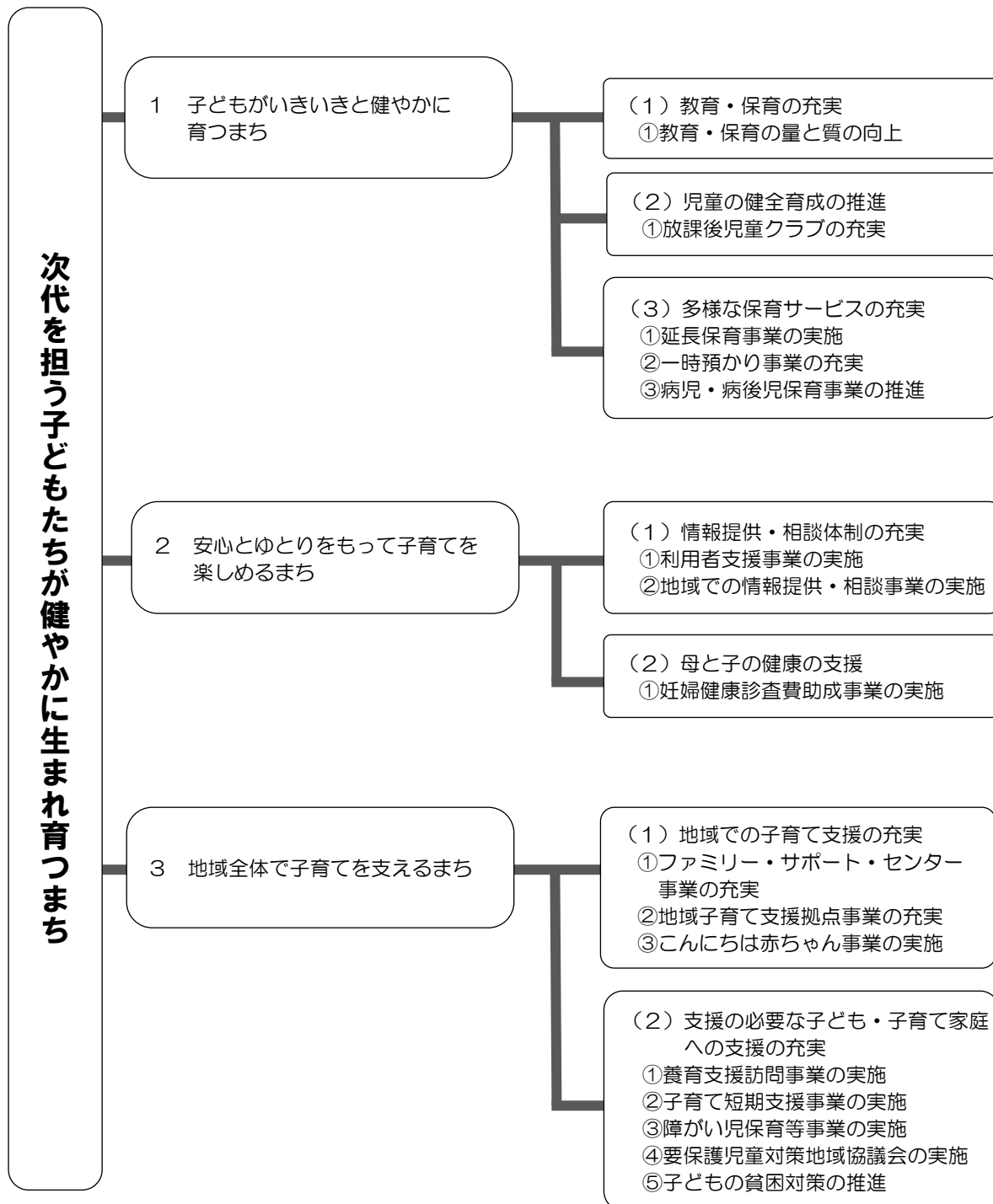
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
稲美町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期稲美町子ども・子育て支援事業計画				

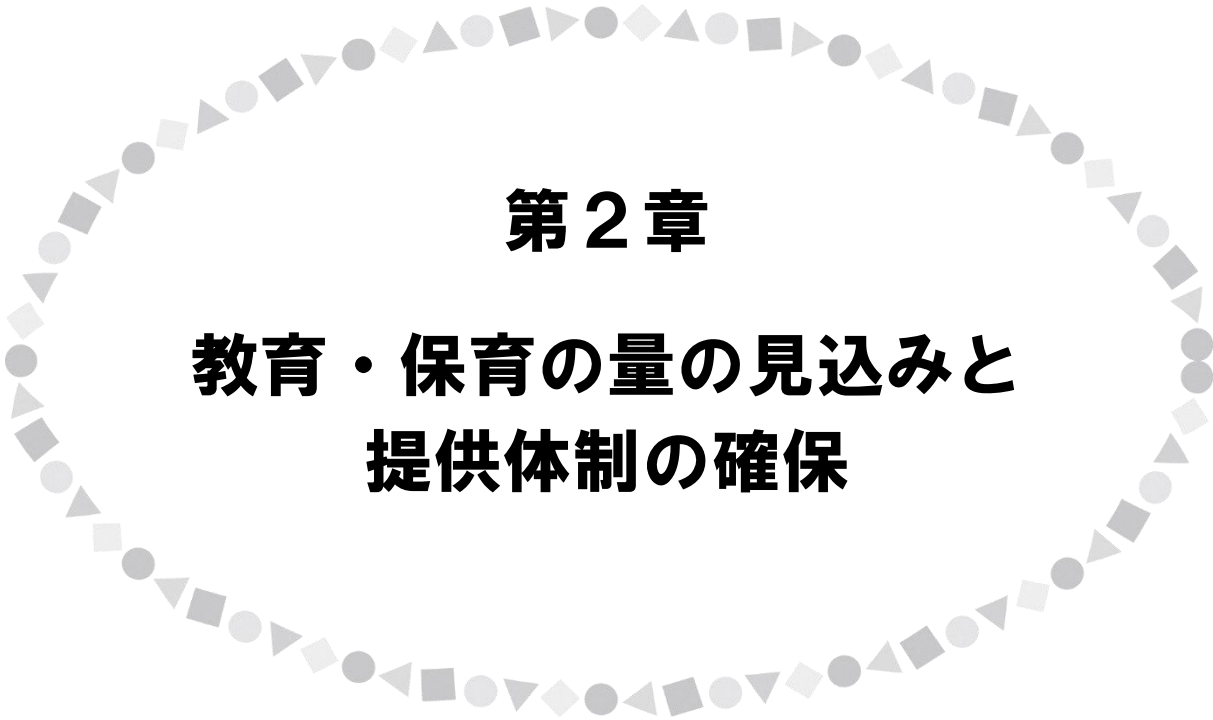
4 計画の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策目標・施策》





第2章

教育・保育の量の見込みと 提供体制の確保

第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1 見直しのポイント

「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」等の見直しについて、令和4年3月に内閣府より通知された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に基づき、「量の見込み」と「実績値」がかい離（差±10%以上）している事業を見直しの対象としました。

また、令和3年度から開設した稲美町立子育て交流施設「いなみっこ広場[※]」をはじめとした昨今の保育環境・教育環境の変化を考慮し、見直しが必要と判断された事業について、併せて見直しを行っています。

2 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっており、その際の認定の区分は下記のとおりとなります。

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

※稲美町立子育て交流施設「いなみっこ広場」

稲美町の子どもたちが、地域のあらゆる世代の人たちとともに、いきいきと健やかに育つことができるよう、子育て支援センター機能、児童館機能、福祉会館機能を備えた複合施設。

(1) 幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）

幼稚園は幼児の心身の発達を助長することを目的として、集団行動をとおして日常生活習慣を養うための教育を行う施設です。

また、認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持つ、教育と保育を一体的に行う施設です。

単位：人

	実績値			見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	294	288	291	325	320
1号認定（4～5歳）	224	214	208	244	240
2号認定（教育）（4～5歳）	0	0	5	19	19
1・2号認定（3歳）	70	74	78	62	61
②確保方策（または実績値）	480	480	552	580	610
特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	480	480	552	580	610
②－①	186	192	261	255	290

事業の見直し方針について

令和2年度、令和3年度については稲美町内の3歳児～5歳児人口がそれぞれ、99.1%、98.3%と推計値を下回っていることも要因となり、量の実績値が見込みを下回っていると考えられる。なお、令和4年度については3歳児～5歳児人口の実績値は推計値に対して101.1%と上回っており、今後は利用者がやや増加することが考えられる。

確保の内容

- ・ 現定員内で確保
- ・ 令和4年度から母里保育園の認定こども園への移行による定員増（1号認定）
- ・ 令和4年度から天満幼稚園3歳児保育開始による定員増（1号認定）
- ・ 令和6年度からバンビ第一保育園、バンビ第二保育園の認定こども園へ移行（予定）による定員増（1号認定）

(2) 保育所及び認定こども園（保育所部分）

保護者の就労や親族の介護など、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。

単位：人

	実績値			見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	667	635	640	648	636
2号認定（保育）	439	424	417	398	391
3号認定（保育）	228	211	223	250	245
②確保方策（または実績値）	636	613	627	651	651
特定教育・保育施設 （保育所、認定こども園）	636	613	627	651	651
②－①	△31	△22	△13	3	15

事業の見直し方針について

保育所及び認定こども園の量の推計値としては、概ね想定どおりの推移をしているが、確保方策として、令和2年度から見込んでいた定員増及び広域利用等を考慮し計画の見直しを行う。

確保の内容

- ・バンビ第一保育園、バンビ第二保育園の定員増を検討（2号認定、3号認定）
- ・令和4年度から母里保育園が認定こども園へ移行、令和5年度から定員増を実施
- ・令和6年度からバンビ第一保育園、バンビ第二保育園が認定こども園へ移行予定





3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

単位：人日

	実績値		実績見込	見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	2,487	2,234	2,450	2,219	2,177
②確保方策（または実績値）	2,487	2,234	2,450	2,219	2,177
②－①	0	0	0	0	0

※実績見込については、令和4年度上半期の実績等から推計する。

事業の見直し方針について

延長保育事業の量の推計値は、0歳児～5歳児の人口推計値×約235%として見込んでいた一方で、令和2年度から4年度の実績値等を見ると、0歳児～5歳児の人口推計値×約175%となっており、その利用率から推計する。

確保の内容

- ・既存の5施設（保育所・認定こども園）の提供体制の確保

(2) 放課後児童クラブ（小学1年生～6年生）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	実績値			見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	333	338	341	353	359
1年生	109	104	94	120	122
2年生	76	95	102	92	93
3年生	67	60	80	71	72
4年生	48	38	35	47	48
5年生	20	34	20	12	13
6年生	13	7	10	11	11
②確保方策（または実績値）	402	402	402	440	440
②-①	69	64	61	87	81

事業の見直し方針について

令和5年度から母里小学校区の放課後児童クラブが拡充されることに伴い、令和5年度以降の確保方策の見直しを行う。

確保の内容

- ・小学校5校区（9施設）の受け入れによる提供体制の確保
- ・令和5年度から母里小学校区の受け入れ体制を拡充



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人日

	実績値		見込み		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	0	8	10	10	10
②確保方策（または実績値）	0	8	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容

- ・既存施設（町外）との連携による提供体制の確保

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、いなみっこ広場、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」（3～5歳）

単位：人日

	実績値		実績見込	見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	14,144	15,630	14,306	13,700	13,460
1号認定	14,144	15,630	14,306	13,700	13,460
2号認定（教育）	-	-	-	-	-
②確保方策（または実績値）	14,144	15,630	14,306	13,700	13,460
②-①	0	0	0	0	0

※実績見込については、令和4年度上半期の実績等から推計する。

事業の見直し方針について

一時預かり事業の量の推計値としては概算すると、3歳児～5歳児の人口推計値×約1500%として見込んでいたが、令和2年度、3年度の実績値を見ると、3歳児～5歳児の人口推計値×約2000%となっている。他の事業の代用として利用しているケースなどを確認しつつ、実績値を踏まえて令和5年度以降の量の見込みを見直す。

確保の内容

- ・幼稚園5施設の提供体制の確保

② 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」以外（保育所等）（0～5歳）

単位：人日

	実績値		実績見込	見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	268	390	530	530	530
②確保方策（または実績値）	268	390	530	530	530
②-①	0	0	0	0	0

※実績見込については、令和4年度上半期の実績等から推計する。

事業の見直し方針について

保育所等での受け入れ状況等から、令和4年度実績見込程度の利用が継続すると想定し、更に令和3年10月から開設した、いなみっこ広場での提供実績を踏まえ、令和5年度以降の数値を見込む。

確保の内容

- ・既存の5施設（保育所・認定こども園）の提供体制の確保
- ・いなみっこ広場の受け入れ開始によるサービスの充実

(5) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

単位：人日

	実績値		実績見込	見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	11	35	8	330	330
②確保方策（または実績値）	11	35	8	330	330
②-①	0	0	0	0	0

※実績見込については、令和4年度上半期の実績等から推計する。

事業の見直し方針について

令和3年度の実績値を踏まえ、ひと月あたりの利用者を2人（＝年間24人日）としたうえで25%の余裕を確保するために令和5年度以降の量の見込みを30人日と見込むこととする。さらに、令和5年度から実施される、いなみ野 母里こども園での体調不良児対応型保育を踏まえ、令和5年度以降の数値を見込む。

確保の内容

- ・事業者に対して積極的な参入勧奨を実施
- ・町外の施設などとの連携による提供体制の確保
- ・令和5年度から、いなみ野 母里こども園において体調不良児対応型保育の開始

(6) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人回

	実績値		実績見込	見込み	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）	39	82	208	90	80
未就学児童	15	59	184	50	40
就学児童	24	23	24	40	40
②確保方策（または実績値）	39	82	208	90	80
②－①	0	0	0	0	0

※実績見込については、令和4年度上半期の実績等から推計する。

事業の見直し方針について

令和3年度のいなみっこ広場の開設に伴い、令和5年度以降の数値を見込む。

確保の内容

- ・放課後の居場所としてのファミリー・サポート・センター事業の継続
- ・提供会員は27名（令和4年3月現在）

(7) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

		実績値			見込み	
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（または実績値）		1	1	2	2	2
②確保方策 （または実績値）	基本型・特定型	-	-	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

事業の見直し方針について

令和3年度のいなみっこ広場の開設に伴い、令和5年度以降の確保方策（基本型・特定型）の見直しを行う。

確保の内容

- ・教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供に関して、町の窓口での受付を基本とし、いなみっこ広場や関係機関との連携を図る
- ・子育て世代包括支援センターによる母子保健サービスや子育て関連情報の提供体制の確保



(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人回

	実績値		実績見込	見込み	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（または実績値）	780	5,181	7,118	7,118	7,118
②確保方策（または実績値）	780	5,181	7,118	7,118	7,118
②-①	0	0	0	0	0

※実績見込については、令和4年度上半期の実績等から推計する。

事業の見直し方針について

令和4年度の実績見込を踏まえ、令和5年度以降の数値を見込む。

確保の内容

- ・ 既存の2施設（子育て支援センター、コスモス児童館）※及びまちの子育てひろばの受け入れ体制の強化
- ・ 事業の対象年齢の再検討による受け入れの拡充
- ・ 利用状況に応じて、公共施設を利用した出会いの広場事業（開放ルーム）※などの拡大

※令和3年度からいなみっこ広場として統合及び実施

(9) 妊婦健康診査費助成事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人、回

		実績値		見込み		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (または実績値)	助成数	264	276	270	267	259
	受診回数	2,048	2,227	2,061	2,038	1,980
②確保方策 (または実績値)	助成数	264	276	270	267	259
	受診回数	2,048	2,227	2,061	2,038	1,980
②－①		0	0	0	0	0

※量の見込みは、妊娠期間が2か年にわたることを考慮して、2か年にわたる場合は各年度にそれぞれ1人を計上。

確保の内容

- ・妊婦健康診査費助成券の交付により、妊娠期間中の妊婦の健康増進を図る。妊婦健診の受診率100%を想定



(10) こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	実績値		見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（または実績値）	170	181	179	177	172
②確保方策（または実績値）	170	178	179	177	172
②-①	0	△3	0	0	0

確保の内容

- ・保健師などにより、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問。訪問数は100%を想定

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人

	実績値		見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（または実績値）	0	0	3	3	3
②確保方策（または実績値）	0	0	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

確保の内容

- ・養育支援が必要な家庭を把握し、再度訪問などにより継続的な支援を実施

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

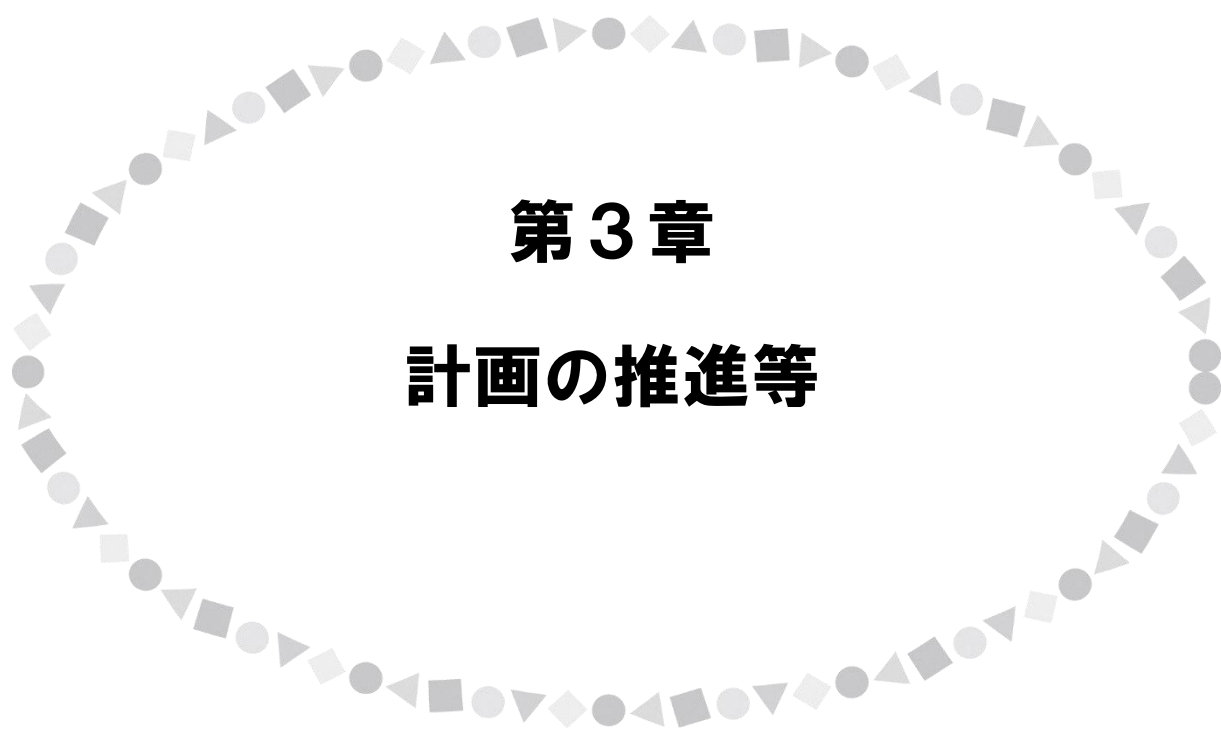
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等に要する費用または副食材料費に要する費用等を助成する事業です。

本事業は量の見込み及び確保方策は設定していません。国の動向に基づき、具体的な事業内容を検討し、実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本事業は量の見込み及び確保方策は設定していません。国の動向に基づき、具体的な事業内容を検討し、実施していきます。



第3章

計画の推進等

第3章 計画の推進等

安心して子どもを生き育てることができる環境の整備のためには、行政が提供する様々な公的サービスの充実と併せて、地域全体で子育ての重要性を十分に理解し、子ども達や子育て家庭を見守っていくことが必要です。本計画の実施にあたっては、住民や企業、関係団体などの理解と協力を得ながら、地域全体で進めていくことを基本的な取り組み姿勢とします。

1 育児の社会化に向けた気運の醸成

住民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、「広報いなみ」や町ホームページ上で本計画内容を公表し、住民への周知徹底を図るとともに、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする住民や地域の気運をさらに高めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

子育てに関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労など、多岐にわたっているため、こども課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、本計画を推進します。

また、本計画の実施にあたっては、保育所、認定こども園、幼稚園、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などとの連携はもちろん、自治会や地域組織、企業などとも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育て支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図ります。



3 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、こども課が事務局となり、毎年度、関連機関・団体と連携をとりながら、本計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

また、計画期間の中間年となる令和4年度には、内閣府の通知に基づく計画の見直しを行いました。





資 料 編

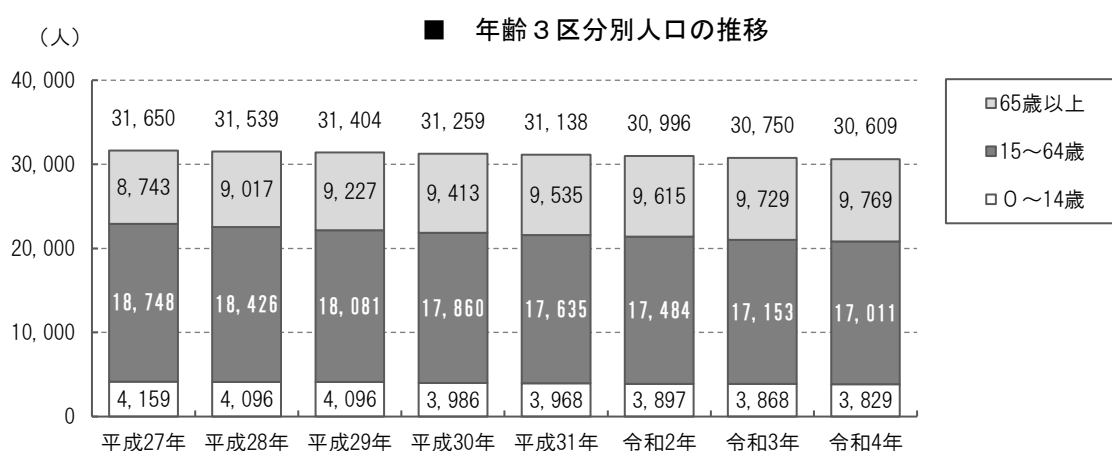
資料編

1 稲美町における子どもをとりまく現状

(1) 人口等の動向

① 人口（年齢3区分）の推移

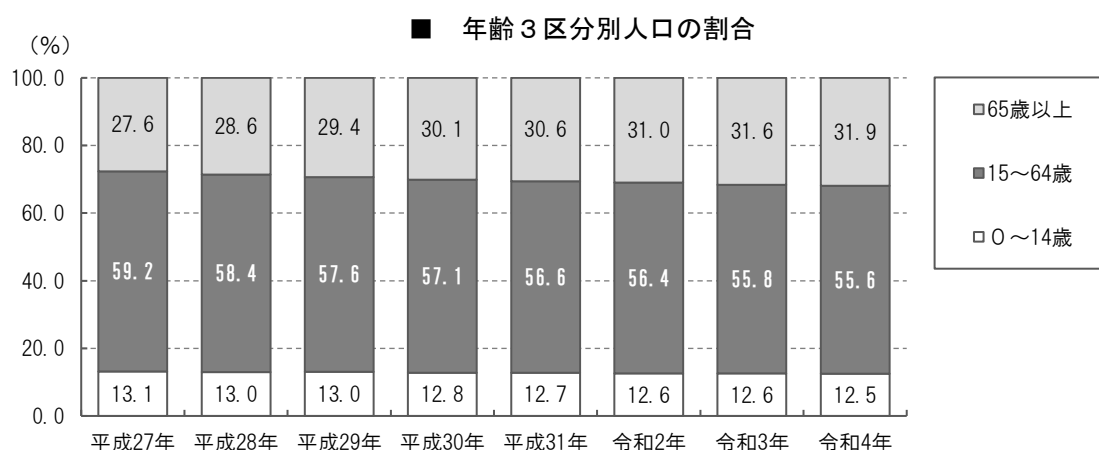
本町の人口推移をみると、総人口は微減傾向にあり、令和4年では30,609人となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上の人口は増加していますが、15～64歳の人口と0～14歳の人口はいずれも減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の割合

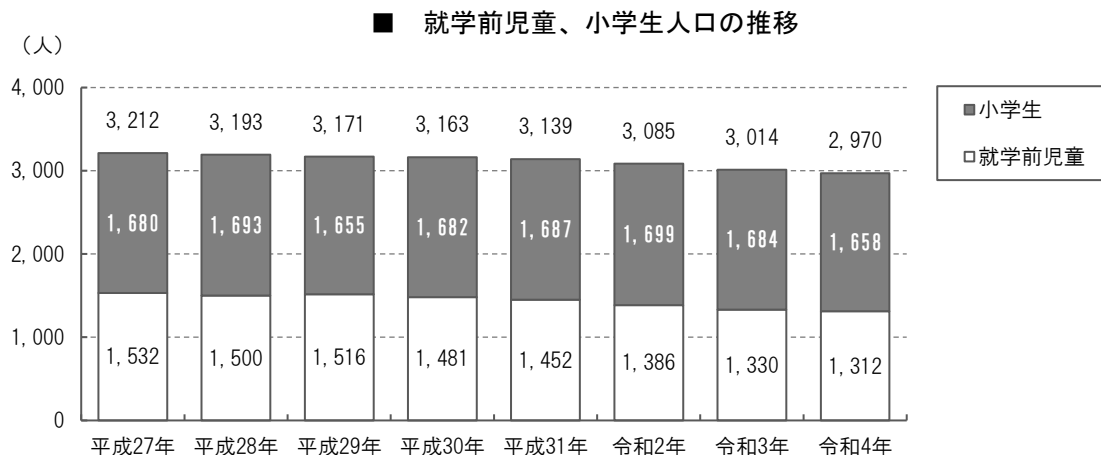
年齢3区分の割合をみると、0～14歳人口の総人口に占める割合はやや減少傾向にある一方、65歳以上人口の割合は上昇傾向にあり、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 就学前児童、小学生人口の推移

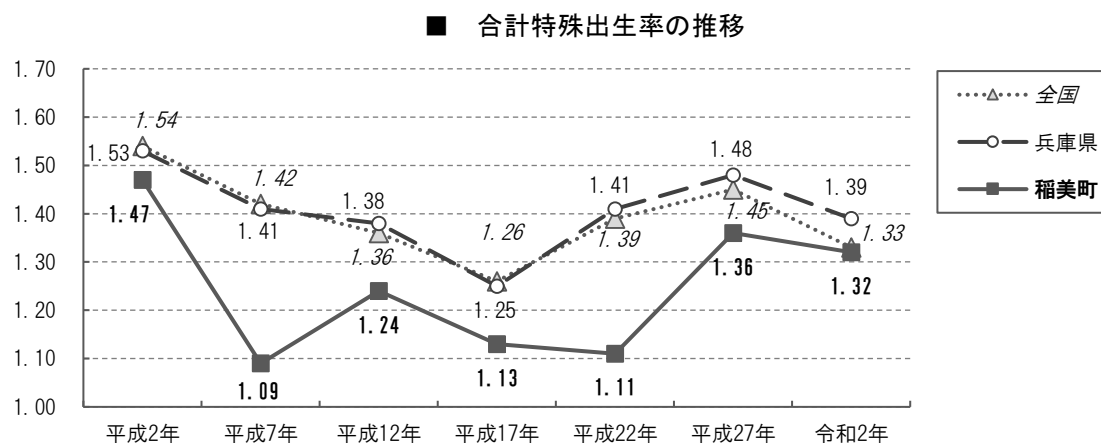
就学前児童、小学生別に人口の推移をみると、就学前児童は平成29年から減少傾向にあり、小学生は増減を繰り返しています。全体としては減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率※は、全国、県を下回る水準で、近年は減少傾向にありましたが、平成27年に上昇し、令和2年には全国とほぼ同水準となっています。



※合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数

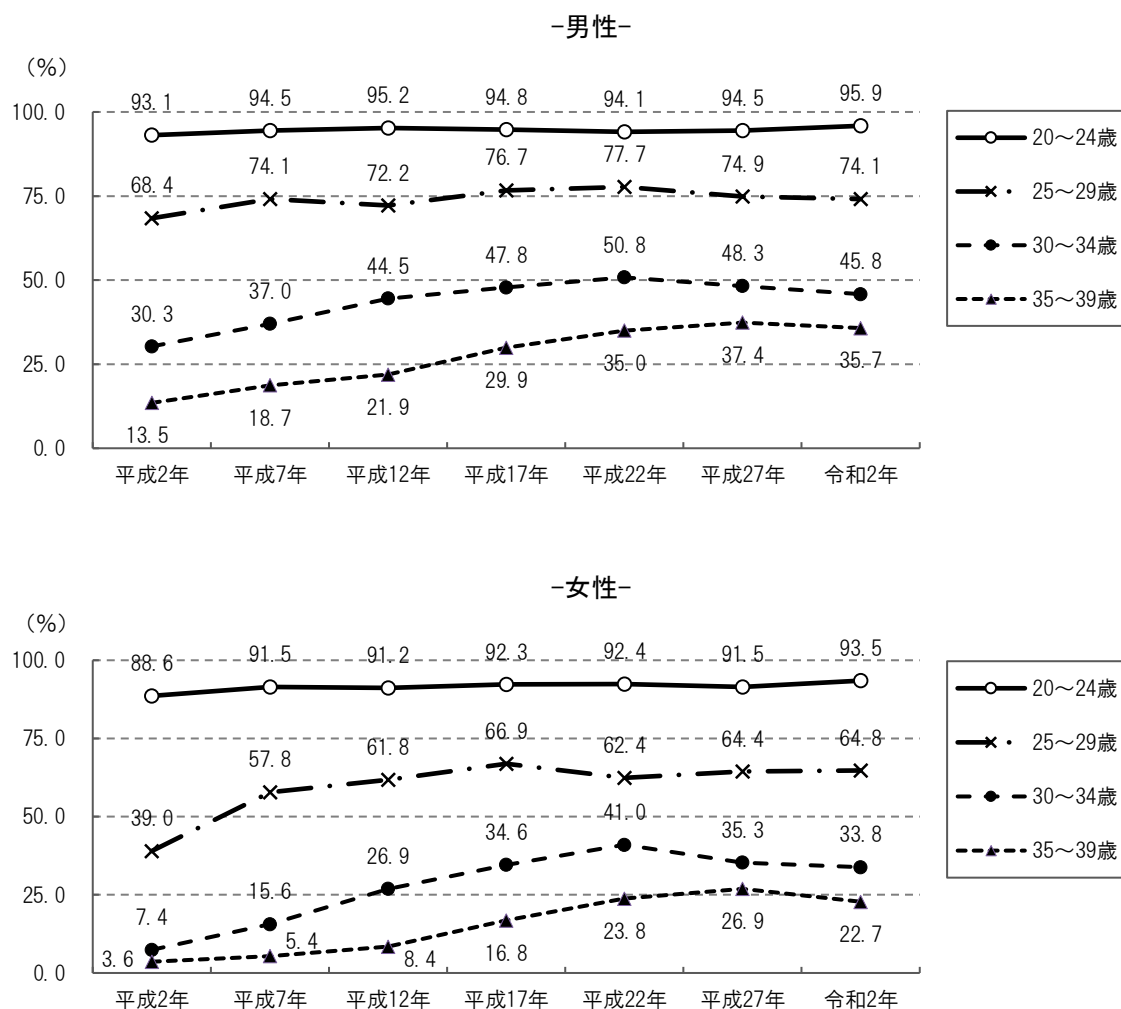
資料：兵庫県保健統計年報

(3) 年代別未婚割合の推移

① 未婚者の比率

未婚者の比率の推移をみると、20～24歳・25～29歳の男性、20～24歳の女性は横ばいで推移しています。それ以外の年齢階級では未婚率が高くなってきている傾向にありましたが、令和2年はやや低くなっています。

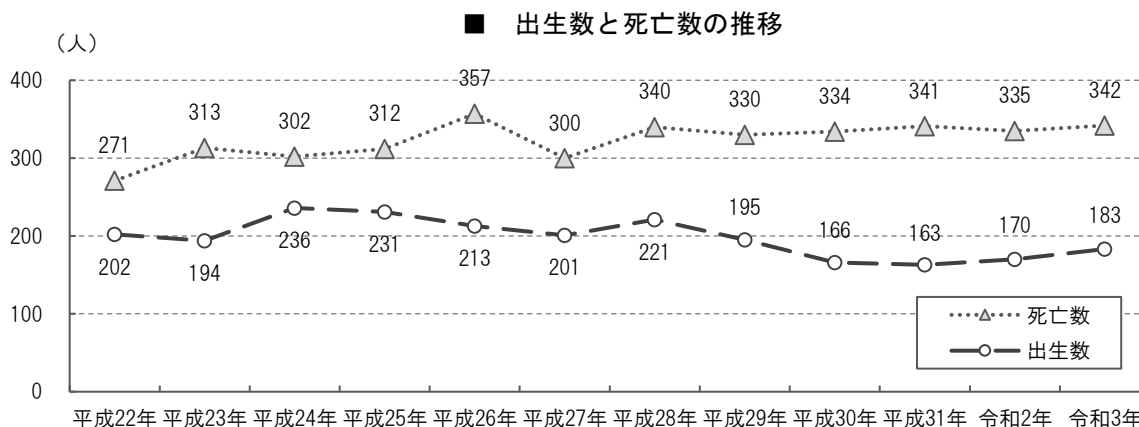
■ 年代別 未婚者の比率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 出生数と死亡数の推移

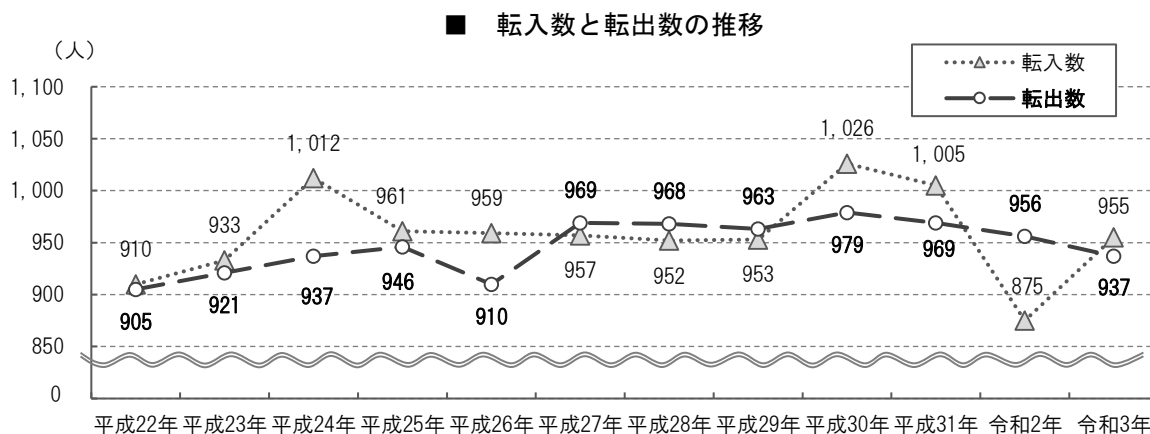
出生数と死亡数をみると、出生数が死亡数を下回る自然減の状態です。平成31年度は178人の自然減で、最多となっています。令和3年度は159人の自然減となっています。



資料：人口移動状況報告書

(5) 転入数と転出数の推移

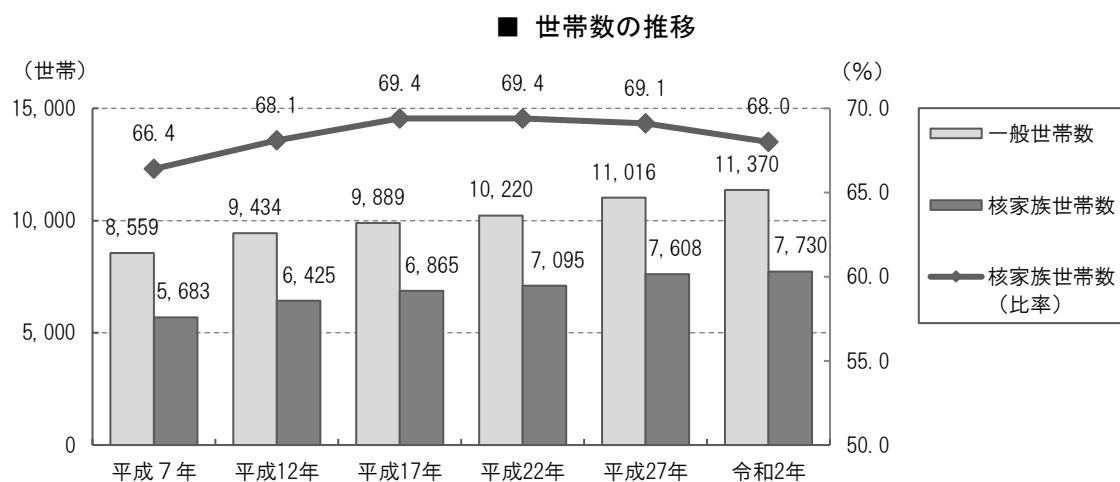
転入数と転出数をみると、平成27年以降は転出数が転入数を上回る社会減に転じていましたが、平成30年、平成31年は転入数が転出数を上回る社会増となっています。令和2年度からは社会増と社会減を繰り返しています。



資料：人口移動状況報告書

(6) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数、核家族世帯数いずれも上昇傾向にあります。一般世帯数に対する核家族の世帯数の比率も、平成17年までは、増加傾向で推移しましたが、平成22年以降は、やや減少しています。



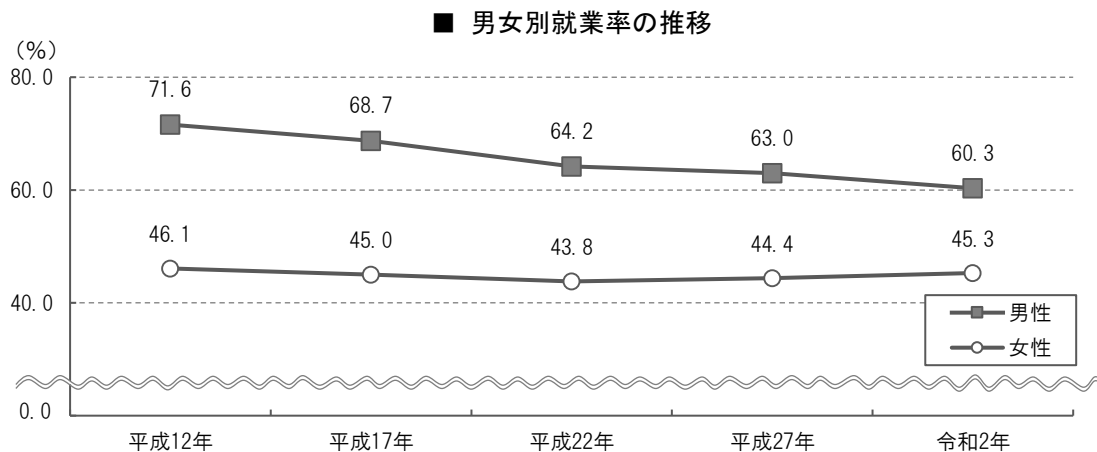
資料：国勢調査（各年10月1日現在）





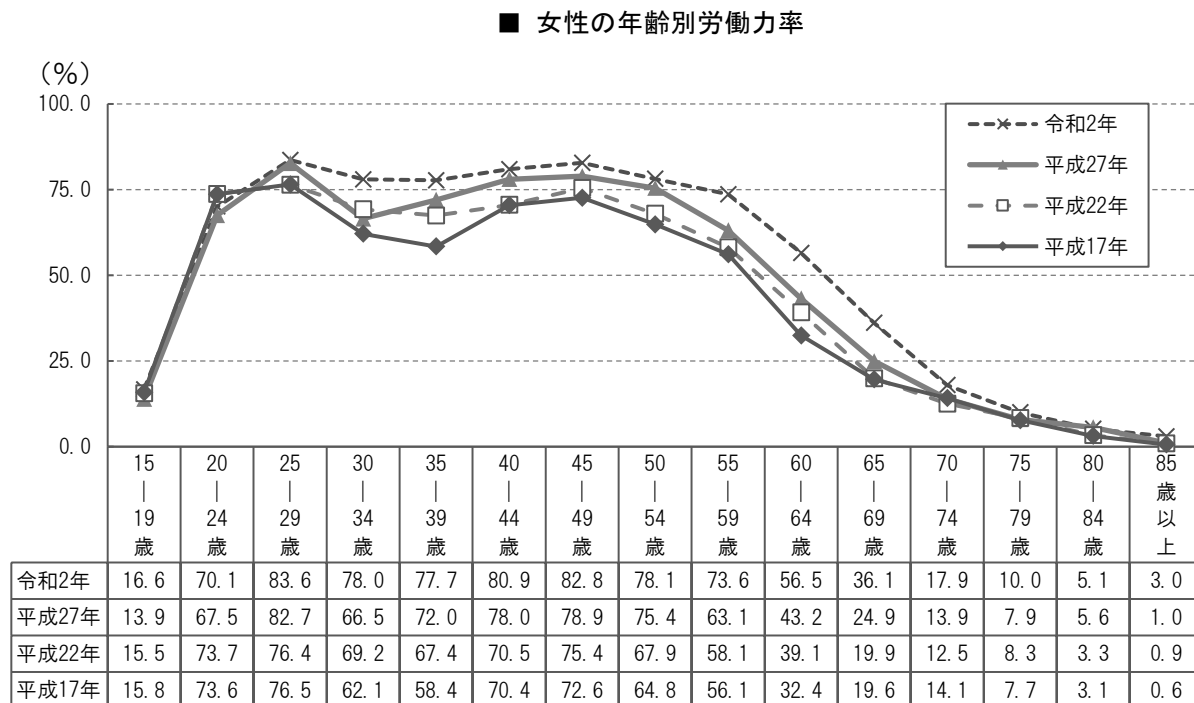
(7) 就業率の推移

男性の就業率は低下傾向で推移し、女性の就業率は、平成22年まで低下傾向でしたが、平成27年から令和2年にかけてやや上昇しています。



資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

女性の年齢別労働力率をみると、30～39歳が低くなるM字カーブを描いていますが、経年比較でみると、35歳以降は過去の労働力率をおおむね上回って推移しています。

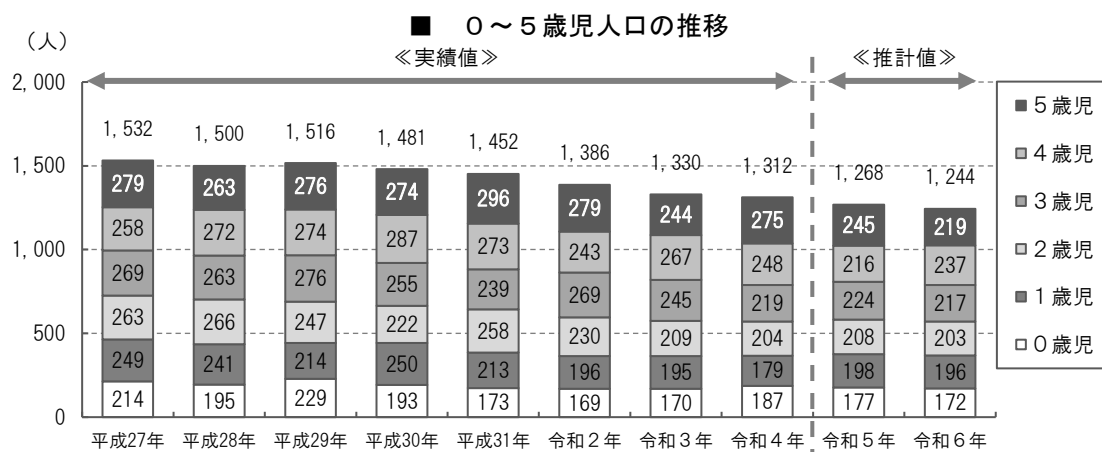


資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

(8) 子どもの人口の推移

① 就学前児童（1歳階級別）人口の推移

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口の推移をみると、総数では平成27年をピークに減少傾向にあります。年齢別ではいずれの年齢も微増、微減を繰り返しています。

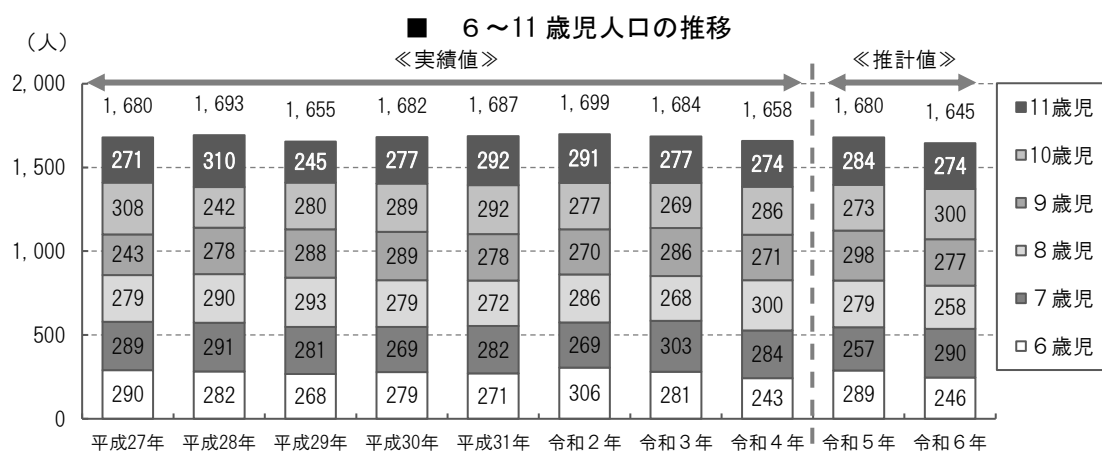


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※令和5年以降は、住民基本台帳（外国人登録含む）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

② 小学生（1歳階級別）人口の推移

小学生（6～11歳）の1歳階級別人口の推移をみると、総数では増減しながらも横ばい傾向で推移しています。年齢別ではいずれの年齢も微増、微減を繰り返しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※令和5年以降は、住民基本台帳（外国人登録含む）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

※コーホート変化率法とは

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来も大きく変わらないものとして人口を推計する方法。

この方法は、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。



2 子ども・子育て会議

(1) 稲美町子ども・子育て会議の設置

計画案を検討する場として、「稲美町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。
本会議には、子育て中の保護者の代表、子育て活動関係者や学識経験者のほか、民間企業の関係者にも参画いただいて幅広い意見の集約を行いました。

(2) 稲美町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 19 日 稲美町条例第 17 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、稲美町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)



第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(3) 稲美町子ども・子育て会議委員名簿

◎ 会長 ○ 副会長 (敬称略)

委員の区分		氏名	所属
1	子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	◎松田 信樹	兵庫大学生涯福祉学部
2		○桃田 敬子	加古川医師会
3	子どもの保護者	山口 寛子	公募委員
4		菅 寛和	公募委員
5		宮崎 千春	公募委員
6	事業主を代表する者	福嶋 義久	商工会
7	労働者を代表する者	糟谷 和子	労働者福祉協議会
8	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	三宅かおり	天満幼稚園
9		井上 美保	加古保育園
10		花房 葉子 (~R4.11) 菊本 郁子 (R4.12~)	民生委員児童委員協議会
11		村下 有美	社会福祉協議会
12		長谷川 愛	保健師
13		永田 純子	子育て交流施設
14	関係行政機関の職員	石田 和也	地域福祉課
15		畠 邦彦	産業課
16		奥 陽一	教育課
17		北口 和美	生涯学習課

(令和5年3月現在)



第2期稲美町
子ども・子育て支援事業計画
【中間見直し】

発行日 令和5年3月

発行者 健康福祉部 こども課 児童福祉係

住 所 〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

TEL 079-492-1212（代表）

FAX 079-492-8030

URL <https://www.town.hyogo-inami.lg.jp/>

